

(午前10時00分 開会)

○議長(岸本一徳)

これより令和7年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は21名です。

議員定数は25名で定足数は13名です。よって、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

休憩いたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時02分 再開)

○議長(岸本一徳)

それでは再開いたします。

先ほど現在の出席議員数は21名と報告いたしましたが、20名に訂正をしたいと思っております。

定足数に達していますのでよろしくお願いたします。

○議長(岸本一徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において16番、赤嶺秀徳議員を指名いたします。そして17番、比嘉拓也議員を指名いたします。

○議長(岸本一徳)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月22日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月22日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付いたしました議事日程表のとおりであります。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

友寄永三議員、嵩西茂則議員、國吉雅和議員、

國吉亮議員より、本日は欠席する旨の届出がございます。

次に議員選出について、那覇市選挙区選出の糸数たかこ議員が令和7年8月3日付で辞職、同年8月4日付で再度選出されております。

次に令和7年6月8日付、多良間村・竹富町・与那国町より選出の豊見山常和議員の辞職により、同選挙区から嵩西茂則議員が当選されました。所属は与那国町議会でございます。

次に令和7年8月3日付、那覇市選挙区選出の永山盛太郎議員の辞職により、同選挙区から外間有里議員が当選をされました。

次に令和7年5月11日付、与那原町・南風原町・八重瀬町選挙区選出の我謝孟範議員の辞職により、同選挙区から城間優希議員が当選されました。所属は与那原町議会でございます。

次に令和7年3月28日付、浦添選挙区選出の又吉正信議員の辞職により、同選挙区から當間左知子議員が当選をされました。

今回、新たに当選されました議員、嵩西茂則議員、外間有里議員、城間優希議員、當間左知子議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定いたします。

嵩西茂則議員を9番に、外間有里議員を15番に、城間優希議員を20番に、當間左知子議員を23番に指定いたします。指定した議席は、お手元に配付いたしました議席表のとおりでございます。

次に、7月23日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。併せて令和6年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。議案書の105ページより添付していますので、お目通しをお願いします。

また、議案書96ページ、監査委員より、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び議案書149ページ、令和6年度定例監査結果報告書、議案書153ページより、令和6年12月分から令和7年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。写しを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

また、議会運営副委員長より、議会運営委員会

の閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻議題といたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より挨拶の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議員の皆さん、おはようございます。

このたび、沖縄県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました、うるま市長の中村正人でございます。2度目の任期を迎えるに当たり、大変光栄に思うと同時に、その責任の重さを痛感しているところでございます。

後期高齢者医療制度は、全ての高齢者の皆様を国民全体で支え合い、公平な保険料の御負担により、安心して医療が受けられることを目的に平成20年4月に施行されております。

制度開始当初は、多くの被保険者の方々から厳しい御意見をいただいた本制度ではありますが、開始から17年経過する中で、様々な制度改革や広報活動を通じて県民の皆様への理解も深まり、高齢者を支える医療制度として定着しております。

本広域連合では、引き続き後期高齢者の適切な医療の確保を図り、国の進める様々な制度改革に適切に対応していくとともに、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう安定した制度運営に努めてまいりますので、議員各位の御協力と御指導をお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

なお、本日定例会に承認1件、認定2件、議案4件、合計7件の議案を提出してございます。御審議のほどよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長より挨拶が終わりました。ありがとうございました。

続きまして、日程第5、議会運営委員の選任について議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在、2名欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として豊見城市議会の宜保安孝議員と沖縄市議会の諸見里宏美議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、宜保安孝議員と諸見里宏美議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

続きまして日程第6、承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

おはようございます。私は今年の4月に事務局長を拝命した宮良と申します。よろしく願いいたします。

承認第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年1月16日に公布、令和7年4月1日から施行されることを受け、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、専決にて条例を改正したものでございます。

改正内容につきましては、後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図るため、保険料の均等割額について軽減の所得判定基準を見直し、5割軽減及び2割軽減の対象を拡大するものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の5ページの新旧対照表を御覧ください。

第14条第1項第2号中の5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「29万5千円」から「30万5千円」に改め、同項第3号中の2割軽減の基準については、「54万5千円」を「56万円」に改めたものでございます。

専決処分の理由でございますが、令和7年4月1日施行となっておりますことから、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、3月19日付専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第7、議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

下記の議案を別紙のとおり提案する。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

それでは、議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布されたことに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、2点ございます。

1点目は、人事院勧告等に基づき、超過勤務免除の対象範囲を、3歳未満の子から小学校入学前までの子を養育する職員に拡大するとともに、介護休業等の制度環境を整備するものでございます。

2点目に、妊娠・出産等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度について周知や制度の利用意向、家庭状況による支障改善の確認作業など、職員の妊娠や出産に関する支援を強化するものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の11ページから14ページの新旧対照表を御覧ください。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第8、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

それでは、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

条例改正の理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布されたことに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては2点ございます。

1点目は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、当該条例の条ずれを改正するものでございます。

2点目は、条例第18条に4条を追加するもので

ございます。

まず、18条の2から3においては、育児休業等に関する部分休業の承認方法と期間について柔軟に対応できる仕組みを取り入れ、育児や介護と仕事の両立ができる環境を整備するものでございます。

次に、18条の4においては、職員の勤務状況に応じた適切な休暇を容易に取得できるよう定めております。

最後に、条例第18条の5では、特別な事情により子育てへの支援を必要とする場合、小学校就学前まで育児休暇や勤務条件の変更を行えるよう改正するものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の19ページから22ページの新旧対照表を御覧ください。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第9、認定第1号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第1号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

それでは認定第1号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の26、27ページをお開きください。

決算総括における収支実績でございます。

収入済額3億2,411万5,473円、支出済額3億756万7,403円です。収入済額から支出済額を差し引いた残額は1,654万8,070円となっております。

歳入について事項別明細書で御説明いたします。36ページをお開きください。

款ごとの収入済額について説明いたします。右側、37ページの収入済額の欄を御覧ください。

第1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金です。収入済額は2億9,700万円です。

第5款繰越金は、令和5年度の決算収支残高の剰余金額を計上しております。収入済額は2,708万3,981円です。

第6款諸収入は、預金利子と雑入です。収入済額は3万1,492円です。

38、39ページをお開きください。

歳入合計です。収入済額3億2,411万5,473円です。不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

42、43ページの事項別明細書を御覧ください。款ごとの支出済額、不用額について説明いたします。

第1款議会費は、支出済額が212万8,556円で、不用額は130万9,444円です。

第2款総務費は、支出済額3億543万8,847円で、不用額は1,403万9,153円です。

次に46、47ページをお開きください。

第3款公債費は、費目存置で支出はありません。

第4款予備費は、予算現額の計が120万1,000円で、予備費充用額は67万円です。

歳出合計です。支出済額3億756万7,403円となっております。

その他、附属調書といたしまして、50ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

また、96ページ以降は、特別会計を含め監査委員による決算審査意見書と、105ページに主要施策

の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第10、認定第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

それでは、認定第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の56、57ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。

収入済額1,701億3,858万6,976円、支出済額1,617億5,772万5,445円です。収入済額から支出済額を差し引いた残額は83億8,086万1,531円となっております。

次に歳入について事項別明細書で御説明いたします。

66、67ページをお開きください。

款ごとの収入済額等について御説明いたします。

第1款市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は339億6,555万8,338円です。

第2款国庫支出金は、収入済額527億3,497万700円です。

68、69ページをお開きください。

第3款県支出金は、収入済額145億5,720万7,895円です。

70ページ、71ページをお開きください。

第4款支払基金交付金は、収入済額635億2,682万6,000円です。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億1,618万335円です。

第6款財産収入は、保険給付費等準備基金の利息等で収入はございません。

次に72、73ページをお開きください。

第7款寄附金は、費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は、保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は、ございません。

第9款繰越金は、令和5年度の収支差引残額を計上したもので、収入済額は51億284万2,910円です。

第10款諸収入は、収入済額1億3,536万798円です。

不納欠損額は737万5,057円で、収入未済額は7,057万1,934円です。

74、75ページをお開きください。

特別会計の収入済額合計は、1,701億3,858万6,976円となります。

次に、歳出について事項別明細書で御説明いたします。

78、79ページをお開きください。

款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款総務費は、支出済額11億795万3,568円です。

不用額は1億906万432円で、主な不用額は、3節職員手当等の216万7,531円、11節役務費の4,637万7,086円、12節委託料の5,577万8,366円です。

80ページ、81ページをお開きください。

第2款保険給付費は、支出済額1,550億6,338万8,851円で、不用額は223億4,905万149円です。主な不用額は療養給付費で、202億9,196万5,393円です。

82ページ、83ページをお開きください。

第3款県財政安定化基金拠出金は、県に設置された基金への拠出金で、費目存置となっております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額1億4,992万265円、不用額564万2,735円です。

第5款支払基金交付金、支出済額は1億371万5,744円で、不用額1,256円です。出産育児支援金として、今年新たに設置された項目です。

84、85ページをお開きください。

6款保健事業費、支出済額は7億2,036万9,858円で、不用額2億4,119万8,142円です。

第7款基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金です。支出済額は10億円です。

第8款公債費は、費目存置で支出はありません。

86、87ページをお開きください。

第9款諸支出金は、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっております。支出済額は36億1,237万7,159円で、不用額は3,929万6,841円となっております。

第10款予備費は、予算現額の計が7億8,133万8,000円で、予備費充用額は490万5,000円です。

歳出合計です。支出済額1,617億5,772万5,445円となっております。翌年度繰越額はございません。

その他の付属調書として、90ページに実質収支に関する調書を添付しております。また、91ページには基金の運用状況に関する調書を添付しており、92ページには財産に関する調書を添付しております。

96ページ以降は、一般会計を含め監査委員の決算審査意見書、105ページには主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑

はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第11、議案第7号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第7号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,654万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,258万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

それでは、議案第7号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の114、115ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。ページ下の歳入合計、歳出合計の欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額、3億1,604万円に1,654万7,000円を補正増し、3億3,258万7,000円とするものでございます。

122、123ページをお開きください。

歳入について事項別明細書で御説明いたします。

5款1項1目繰越金に1,654万7,000円を増額し、

補正後の額を1,654万8,000円とするものでございます。こちらは、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明しました、歳入歳出差引額を前年度繰越金として増額補正するものでございます。

次に124、125ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億975万3,000円に、777万3,000円を補正増し、補正後の額を3億1,752万6,000円とするものでございます。

内訳としましては、前年度繰越金が構成市町村からの負担金であることから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

また、令和4年4月1日施行の沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の規定に基づき、24節積立金へ777万4,000円を積み立てるものであります。

次に、4款予備費1項予備費1目予備費177万9,000円に100万円を補正増し、補正後の額を277万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第11、議案第8号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第8号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84億4,959万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,848億5,096万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長(岸本一徳)

宮良努事務局長。

○事務局長(宮良努)

それでは議案第8号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の130ページ、131ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正です。表の下段合計を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額1,764億137万1,000円に84億4,959万4,000円を補正増し、1,848億5,096万5,000円とするものでございます。

歳入について事項別明細書により御説明いたします。

138、139ページをお開きください。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金は、124億5,874万1,000円に6,720万円を補正増し、125億2,594万1,000円といたします。こちらは、資格管理に関する市町村への業務支援に伴う交付金でございます。

同じく2款2項8目は、子ども・子育て支援事業費補助金です。こちらは令和7年度中途に新たに新設された項目で、153万4,000円を補正いたします。

9款繰越金は、83億8,086万円増額し、83億8,086万1,000円といたします。こちらは、令和6年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、令和7年度特別会計において、前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

続いて140、141ページをお開きください。

歳出について事項別明細書により御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に11億9,155万9,000円を増額し、11億7,773万2,000円といたします。こちらは、主に資格確認証等の発送及び制度周知業務経費と令和6年度市町村共通経費の清算による償還金となっております。

1款総務費2項賦課徴収費1目賦課徴収費に153万6,000円を増額し、264万2,000円といたします。こちらは、子ども・子育て支援事業に係る経費でございます。

第7款基金積立金です。1項基金積立金1目保険給付費等準備基金積立金に14億3,289万2,000円を増額し、14億3,289万3,000円といたします。こちらは、前年度繰越金のうち、国・県・市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残高について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

第9款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金に66億2,655万5,000円を増額し、66億2,655万6,000円といたします。こちらは、国・県・市町村及び支払基金への精算による償還金です。

第10款予備費は、1億9,705万2,000円増額し、2億円といたします。こちらは、前年度繰越金から精算による償還を行い、基金への積み立てを行った後、残った部分を予算外の支出または予算超過の支出に充てるため予備費に計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして日程第13、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおり

りであります。

順次発言を許します。

浦崎暁議員の一般質問を許します。

浦崎暁議員。

○浦崎暁議員

皆さん、こんにちは。糸満市議会の浦崎と申します。一般質問に関連して一言所見を述べたいと思います。

行政不服審査請求について質問しますが、行政庁の処分や、あるいは不作為に対して不服があれば、行政不服審査法に基づいて審査を請求することができるということで、国民の権利、利益を守るものであります。

そのことは今回本当に大きな必要に迫られたものであって、行政書士法が改正されて、特定行政書士の業務が拡大されたことに伴って、後期高齢者制度についても、その体制整備を求めているということで、今回一般質問をいたします。

それでは、通告表に従って一般質問を行います。

1. 後期高齢者医療制度における審査請求の対象となる処分についてお伺いいたします。

2. 沖縄県後期高齢者医療審査会における採決状況をお伺いいたします。

3. 沖縄県後期高齢者医療広域連合の上級行政庁はどこかお伺いいたします。

4. 審査庁はどこになるか、また審理委員の配置についてお伺いいたします。

5. 審査請求の窓口はどこかお伺いいたします。

あとは質問席より再質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長(岸本一徳)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

総務課の嘉陽でございます。よろしくお願ひいたします。

浦崎暁議員の御質問にお答えいたします。

今回5つの質問事項がございますので、各項目についてお答えいたします。

まず1つ目の質問事項、後期高齢者医療制度における審査請求の対象となる処分についてでございますが、対象となる処分は、療養費、高額療養費等の現金給付の支給または不支給に関する処分

等や資格確認書の交付請求または返還に関する処分、また保険料の賦課、減免、その他の徴収金に関する滞納処分が対象でございます。

次に2つ目の質問事項、沖縄県後期高齢者医療審査会における採決状況についてでございますが、審査会の過去5年の採決実績につきましては沖縄県のホームページに掲載されておりまして、令和3年度は、後期高齢者医療保険料額決定通知処分の再計算を求める審査請求の1件が提出され、採決結果は棄却となっております。

次に、令和5年度に後期高齢者医療保険料の変更決定処分の取り消しを求める審査請求が1件提出され、却下となっております。

次に3つ目の質問事項、沖縄県後期高齢者医療広域連合の上級行政庁はどこかについてですが、行政不服審査請求を受理、審理、採決を行う審査庁を沖縄県に設置された後期高齢者医療審査会が担い、処分庁を後期高齢者が担うことから、上級審査庁は、処分庁を指揮監督する権限を有する沖縄県後期高齢者医療審査会となります。

次に4つ目の質問事項、審査庁及び審査委員の配置についてでございますが、審査庁は、先ほど申し上げましたとおり沖縄県に設置された沖縄県後期高齢者医療審査会であり、審査委員は被保険者代表、広域連合代表、公益の代表、それぞれ各3名、合計9名の委員で構成されております。

最後に5つ目の質問事項、審査請求の窓口はどこかについてお答えいたします。

審査請求は、高確法第128条第1項により、沖縄県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができるとありますので、沖縄県後期高齢者医療審査会が窓口となります。

また、審査請求は沖縄県のホームページから審査会へ申請することとなります。

以上でございます。

○議長(岸本一徳)

浦崎暁議員。

○浦崎暁議員

答弁を受けて再質問したいと思いますが、質問5番にかかって、物理的に窓口というのは、例えば上級行政庁である県にあるということでしょうか。それとも各自自治体、市町村の窓

口なのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長(岸本一徳)

総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

浦崎議員の再質問にお答えいたします。

地方自治体における行政不服審査請求制度は、自治体が下した行政処分に対して不服申立て等があった場合、同じ自治体の行政機関内で処分の妥当性や適用性(適法性)を再検討する仕組みでございますが、後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項により、給付及び保険料等に関する処分に不服がある者は後期高齢者医療審査会に対して請求することができるため、不服審査請求ができるものとして沖縄県後期高齢者医療審査会が上級行政庁ということになります。以上でございます。

○議長(岸本一徳)

浦崎暁議員。

○浦崎暁議員

確認ですけども、では県が窓口になるわけですね。県庁のほうに赴いて、そこで審査請求をするということでしょうか。

最後に伺いますが、先ほども演壇からお話ししましたけども、今回行政書士法が改正されました、特定行政書士の業務範囲が拡大されるというふうなことで、今後、行政不服審査請求が格段に増えるのではないかとということが予想されています。

これに対応する体制の整備ということについては、今の段階でどういうふう考えているのかということをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○議長(岸本一徳)

総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

先ほど申し上げましたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項により、沖縄県後期高齢者医療審査会が上級行政庁となるため、不服審査等請求の増加についても沖縄県後期高齢者医療審査会が対応するものと考えております。

また、後期高齢者のほうにつきましては、改正

による審査会の配置体制に変更がある場合においては、広域連合においても極力協力していく考えでございます。以上です。

○議長(岸本一徳)

これをもって浦崎暁議員の一般質問を終わります。

次に、新垣千秋議員の一般質問を許します。

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

おはようございます。通告に従い一般質問を行います。

一問一答方式で行いますので、質問事項1から読み上げたいと思います。

質問事項1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体実施について、令和3年度からとありますが令和2年度に訂正をお願いいたします。令和2年度から実施していますが、効果と課題を伺います。また、健康寿命の延伸につながっているのか伺います。

質問事項2以降、再質問は自席で行います。

よろしく申し上げます。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

事業課長の與那原でございます。よろしく申し上げます。

新垣千秋議員の御質問にお答えします。

御質問にあります一体的実施事業についてですが、事業開始以前の課題として、被保険者が75歳に到達すると保健事業の実施主体が国民健康保険や被用者保険などから後期高齢者医療制度へ移ることとなり、結果として健康保持増進に必要な対策がうまく継続されないということがありました。

また、介護予防事業については市町村が主体となって取り組んでいるため、一体的な対応ができていないという課題もありました。

このような課題の解消に向けて、令和2年度から一体的事業が実施されることになり、疾病予防や重症化予防を促進し、健康寿命の延伸につながることを目的として事業が実施されています。

保健事業の保険者である広域連合と介護事業の実施主体である市町村とが連携して事業を実施す

ることで一定の効果があるものと期待しております。

健康寿命の延伸ということにつきましては、統計資料で確認ができる令和2年度から令和4年度までの3年度間におきまして、沖縄県では男性、女性共に健康寿命が低年齢化しており、全国での順位も、令和4年度で男性が46位、女性が45位と下位に低迷しております。

開始されて5年度が経過しておりますが、かつての健康長寿おきなわ復活に資するように今後も事業実施に積極的に取り組んでまいります。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

答弁ありがとうございます。

再質問いたします。

今未実施の市町村が4町村あるかと思えます。

この4町村の次年度以降の実施予定、今年度中も構いません。そのめどは立っているのか伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

未実施4村のうち1村は医療専門職の病休や産休が重なったために令和7年度は中止となりましたが、次年度は再開予定でございます。

残りの3村はいずれも離島村でございます、業務多忙や人員不足が原因で実施ができてないという状況になっております。

業務の一部を医療機関等に委託する方法も選択肢の一つとしてありますので、財政面のメリットも伝えながら、粘り強く実施に向けて情報提供や支援を続け、次年度以降には全市町村実施を目指したいと考えております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

3村、離島の部分が実施予定が立っていないということだと、答弁のほうでは思いますが、離島に関してというか、地域地域に応じてこの事業を

進めなければならないものかと思っております。当然41市町村全てが実施できることがよいとは思いますが、離島に関して現時点で未実施であるということであれば、地域によって逆に実施をしなくても連携が取れている、2つの課題を初めの答弁でいただいております。そこも解消されているようであれば、そこは形を変えてもよいのではないかと思いますので、その辺りはしっかり未実施の3村と連携を取って、意見を伺いながら進めていっていただきたいと思っております。

健康寿命の延伸はすぐに結果が出るものではないと思っております。スピード感を持ってこの事業を進めていかなければならないと思いますが、具体的に目標としている年度とか年、健康寿命、今男性で確か約72歳ですか、女性が74歳だったかと思いますが、何歳を目標としているのか、具体的な目標の数字というのは持っていますでしょうか。伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

広域連合が令和5年度に策定したデータヘルス計画におきまして、令和11年度までに平均自立期間として男性が80.4歳、女性が85.2歳を目標としております。

健康寿命の延伸については、具体的な目標は定めておりませんが、高齢者が元気に地域で活動していく社会になることを目標として事業に取り組んでまいります。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

健康寿命を延伸する、伸ばしていくということは、高齢者の医療費も抑制していけるということになってくるかと思えます。後期高齢者がどんどん増えていくと、過去3年、令和4年、5年、6年を見ても医療費も増加しています。

健康で地域で暮らしていただきたいというのが目標になっていくかと思っておりますので、この事業をしっかりと進めて、健康寿命、ここもしっかりと

した数値目標を持って進めていただければと思っておりますので、ぜひ連携を取ってよろしくお願いいたします。

質問事項2に移りたいと思います。

健康長寿訪問指導事業について伺います。

令和6年度の訪問指導を実施した数は701人、延べ809件とのことでしたが、訪問指導を必要としている対象者数、実際にこれを必要としている対象者の皆さんの数を伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

令和6年度の健康長寿訪問指導事業の対象者数は1,201名でございます。

対象人数についてですが、県内の被保険者数が16万人を超えているということから考えると少ないとお感じになるかもしれませんが、県内各市町村で実施しております一体的実施事業で健康長寿訪問指導事業と同じ内容の健康指導を実施しております関係から、対象者が重ならないように調整している結果、1,200名程度となっております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

市町村の対象者と重ならないように広域で行っているということですので、しっかりした数字が1,201名の対象者ということであると今回回答をいただきました。

この事業は訪問指導を行っているということですので、一人一人に寄り添った指導が必要だと思います。訪問指導員というのは広域の中では足りているのでしょうか。また市町村でも足りているのか、その点もし情報があれば伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

訪問指導事業に関してですが、個人の医療専門職と委託契約を広域連合のほうで結び、事業を実施しております。

委託した医療専門職の方が自家用車等を使用して訪問するため訪問可能な地域も限られているということもありますが、現状として、指導員の数としては対象者数に対して充足していると考えております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

初めの答弁でいただいておりますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と、市町村と広域で運用が重なっているということでもございましたが、今後も市町村と連携というのを強く結んでいくかと思っておりますけど、今後この事業というのはどのような展開になっていくのか伺いたいと思います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

一体的実施事業と訪問指導事業は共に特別調整交付金の交付基準にのっとり実施されております。同じ対象者に保健指導を実施した場合、一体的事業が優先され、訪問指導のほうは補助金の対象とならないため対象者が重ならないよう調整し、広域が訪問する対象者については事前に市町村に情報を提供しております。

今後は市町村の取組区分が弱いところを広域が補完するというような形で事業を継続しながら、市町村の一体的実施の取組の充実や国の動向を踏まえながら事業の見直しを検討する必要もあるのかと考えております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

次の3点目の質問に移らせていただきます。

質問事項3.介護保険事業との連携について現状と課題を伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

新垣千秋議員の御質問にお答えします。

介護保険事業との連携につきましては、先述した一体的事業の実施が挙げられます。地域の住民同士が気軽に集い、ふれあいを通して、生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる場所であり、地域の介護予防の拠点として自治会公民館などで開催されている通いの場などに保健医療の観点からの支援が積極的に加わることで、高齢者の心身の多様な課題に対応しております。

健康相談やフレイル予防を目的とするポピュレーションアプローチ事業や、より健康上のリスクが高い対象者に対して医療機関への案内をするなど個別的支援を行うハイリスクアプローチ事業を実施しております。

課題としましては、地域特有の健康に関する問題を適格に把握するために必要となるデータの分析と活用が不十分であることや、事業に携わる医療専門職の確保が難しいことが挙げられています。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

介護保険事業の保険者である市町村との連携というのは取れているというふうに今までの答弁では感じておりますが、介護広域連合、こちらは29の市町村だったと思いますが、広域連合として組合としてあります。そこの連携はどのようになっているのか伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

介護広域連合との連携につきましては、市町村の担当者に対する一体的実施研修会へ介護広域連合の職員の方が参加を促しております。

また、市町村や高齢者医療広域連合の取組などの一体的実施の現状などについては、情報の共有を図っております。連携としては実施しているところがございます。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

介護広域連合でも広域として独自で行っている事業もございます。それはもちろん介護予防に関するものもございますので、初めに申し上げたように後期高齢、75歳以上を対象としているものがありますけど、健康寿命を延ばす上では介護予防をしていく観点というのはすごく大事になってくるかと思うんです。その点を踏まえて介護広域連合ともしっかりと密に連携を取っていただいて、介護を必要としない、健康寿命を延ばしていく、そこに一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、介護の場を充実させることで高齢者の生きる楽しみや意欲につながっていると私自身も感じておりますが、高齢者と子供の活動範囲や活動時間は重なっているんです。地域によって学校や子どもの居場所などと協力して、通いの場というのをもっと充実することができないかと思いますが、その点、見解を伺います。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

通いの場を実施する介護保険事業担当部署においては、今議員からお話があったような地域社会との様々な連携や協力体制が構築されているような好事例が出ているということは認識してございます。

後期高齢医療広域連合も、関連する法令の範囲内で前向きにもう少し連携などについて検討していきたいというふうに考えております。

○議長(岸本一徳)

新垣千秋議員。

○新垣千秋議員

ありがとうございます。

学校とか地域の窓口は市町村になるかと思うんです。後期高齢者の広域としても市町村と連携を密にして、法令の範囲内ということをおっしゃっておりますが、連携はそれを越えてできるものかと思っておりますので、しっかりそこは連携を取って取り組んでいただきたいと思います。

高齢者が安心して地域で住み続けられるという、誰もが健康で地域で住み続けられることが重要に

なっているかと思えます。介護保険事業との連携は不可欠だと思っております。重症化予防から考えてもその点は強化すべきと思っておりますが、見解をお伺いして私の一般質問を終わりたいと思っております。お願いします。

○議長(岸本一徳)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

再質問にお答えします。

市町村が行う一体的実施事業を通して介護保険事業と連携し、フレイル予防、転倒予防、認知症予防等に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

先ほどもお伝えしましたが、健康長寿おきなわ復活に資するように今後も事業実施に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○新垣千秋議員

以上です。

○議長(岸本一徳)

これをもって新垣千秋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(岸本一徳)

続きまして日程第14、これより討論・採決を行います。

承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより、承認第4号について採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(岸本一徳)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

認定第1号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより認定第1号について採決いたします。
本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

認定第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより認定第2号について採決をいたします。
本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

議案第7号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第8号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第8号について採決いたします。
本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに可決されました。

○議長(岸本一徳)

続きまして日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長(岸本一徳)

最後に、議決事件の字句及び数字などの整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、

その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで、令和7年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時24分 閉会)